

# EBPM雇用調整助成金進捗報告



# 【雇用・就労】

## 1. 雇用・就労に係る施策（職業訓練等）

### これまでの進捗状況

#### コロナ禍における雇用調整助成金の特例に係る検証

- 厚生労働省が（独）労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）に要請し、2021年10月より、労働経済学の専門家を含む研究会を開催し、業務データ等のエビデンスに基づく特例の効果についての分析等を進めている。（参考資料1）
- これまでにリーマンショック時の2008年1月から2021年1月までの雇用調整助成金支給に係る業務データを集計分析するとともに、新型コロナウイルス感染拡大による影響下で行われた諸外国の雇用維持政策について調査を行っている。（参考資料2-1、2）
- 雇用調整助成金の特例の効果の定量的な分析に向けて、現在、迅速支給のため未整備だった休業人数等の詳細情報を遡及して整備するなど、雇用調整助成金の業務データを整理中。また、休業期間中の課題や助成金に対する評価等の業務データでは取得できない情報については、先行して本年3月に事業所へのアンケートを実施（現在集計・分析中）。今年度中に集計結果と分析をとりまとめた後、調査報告書を公表する予定。（参考資料3）
- アンケート結果と業務データを用いて受給事業所と非受給事業所との比較分析ができるよう、今後、アンケート結果と業務データの接続作業などを行っていく。

#### 【効果検証における論点例】

- 雇用調整助成金の利用実態とリーマンショック時には行わなかった特例の雇用維持への効果
- 雇用調整助成金がなかった場合の失業等への影響
- 労働市場への影響、構造調整阻害の有無
- 雇用調整助成金が果たした役割

(参考資料1)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の効果検証に関する研究

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の効果検証を行うため、(独)労働政策研究・研修機構において2021年から研究会を開催。

2 外部有識者委員 (2023年10月現在)

神林 龍	武蔵大学経済学部教授
小林 徹	高崎経済大学経済学部准教授
酒光 一章	富士通株式会社シニアアドバイザー
◎佐々木 勝	大阪大学大学院経済学研究科教授 (◎は座長、敬称略・五十音順)

3 開催実績 これまでに6回開催。

第1回	2021年10月19日	第4回	2022年11月29日
第2回	2022年1月31日	第5回	2022年12月16日
第3回	2022年4月12日	第6回	2022年12月23日

※ 第7回は、2023年内に開催の見込み。

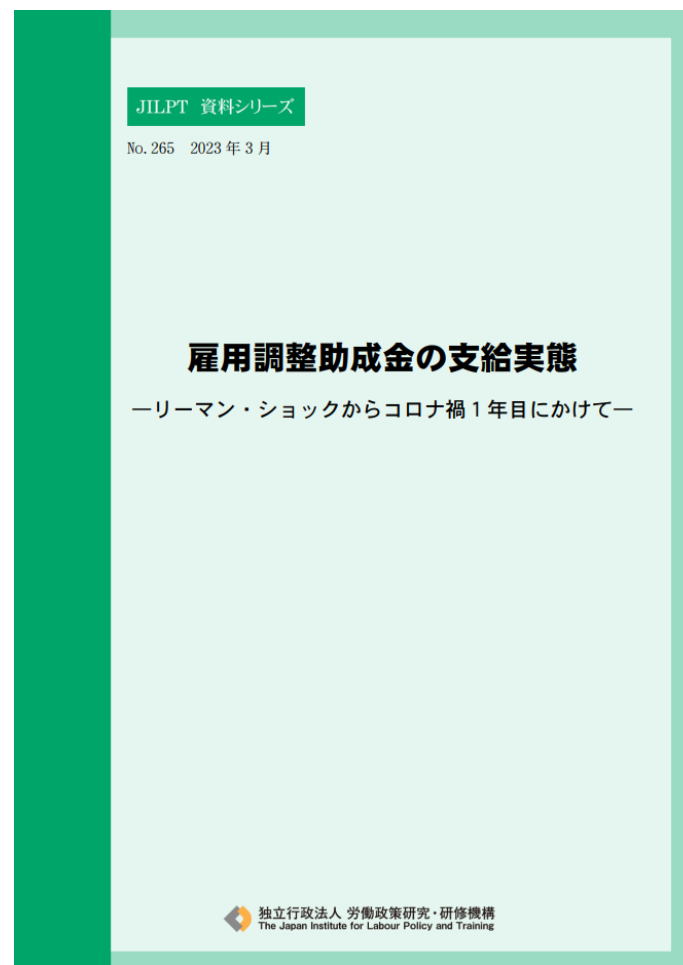
# （参考資料 2 - 1）「雇用調整助成金の支給実態 —リーマン・ショックからコロナ禍 1 年目にかけて—」

## 研究の目的、方法

2008年1月～2021年1月の雇用調整助成金（雇調金）、2020年3月～2021年1月の緊急雇用安定助成金（緊安金）の支給の推移と傾向を記述的に分析し、コロナ下における雇調金・緊安金の支給の特徴を掴むとともに、今後の研究のための基礎資料とすることを目的とし、雇調金及び緊安金の申請時に事業所から取得している行政記録情報の特別集計を行ったもの。

## 研究の概要

コロナ期の雇調金の支給実態は、同じく大規模な特例措置が講じられたリーマン・ショック、東日本大震災期のそれと比べて、支給がより大規模であり、対人サービス産業（宿泊業・飲食サービス業など）を始め支給の対象となった産業の幅が広がったことなど、明確に異なるものであったことなどの示唆が得られた。



# (参考資料 2 - 1) 「雇用調整助成金の支給実態 —リーマン・ショックからコロナ禍 1 年目にかけて—」

I 期 リーマン・ショック、東日本大震災期（2008年12月～2013年11月）

II 期 平常期（2013年12月～2020年1月）

III 期 コロナ期（2020年2月～2021年1月）

図表1 3期区分と雇用調整助成金の支給事業所数等

		I (60ヶ月)	II (73ヶ月)	III (12ヶ月)
		2008年12月～ 2013年11月	2013年12月～ 2020年1月	2020年2月～ 2021年1月
事業所数	合計	145548	17421	411318
	1ヶ月あたり	2426	239	34277
件数	合計	2321948	107759	1924081
	1ヶ月あたり	38699	1476	160340
金額(億円)	合計	13315	333	25630
	1ヶ月あたり	222	5	2136
1件あたりの支給金額 (万円)		57	31	133

注：集計対象は雇用調整助成金が支給された全事業所。

図表2 産業大分類別、雇用保険適用事業所に占める雇用調整助成金受給事業所の割合（各期）

(単位：%)

	I	II	III
農業、林業	0.9	0.1	2.7
漁業	1.3	0.1	5.1
鉱業、採石業、砂利採取業	11.6	1.5	6.3
建設業	6.2	0.6	9.1
製造業	24.9	3.6	30.8
電気・ガス・熱供給・水道業	2.3	0.1	5.3
情報通信業	14.8	1.0	18.9
運輸業、郵便業	10.7	0.6	25.2
卸売業、小売業	3.6	0.5	17.1
金融業、保険業	0.8	0.1	7.3
不動産業、物品賃貸業	2.0	0.2	15.3
学術研究、専門・技術サービス業	4.1	0.4	13.4
宿泊業、飲食サービス業	2.2	0.3	40.3
生活関連サービス業、娯楽業	2.2	0.3	34.8
教育、学習支援業	1.0	0.2	17.1
医療、福祉	0.5	0.1	10.9
複合サービス事業	0.8	0.1	3.0
サービス業	3.7	0.3	13.7
公務	0.0	0.0	0.5
分類不能の産業	3.1	0.1	18.6
全国計	7.1	0.8	17.9

注1：集計対象は雇用保険が適用されている全事業所。

注2：各期の受給事業所割合＝各期で一度でも雇用調整助成金が支給された事業所数/雇用保険適用事業所数の年度平均×100。

注3：「雇用保険適用事業所数の年度平均」について、I期は2009年度～2013年度、II期は2014年度～2019年度の平均、III期は2020年度を採用した。

資料出所：各期の雇用保険適用事業所数は、厚生労働省「雇用保険事業年報」より。

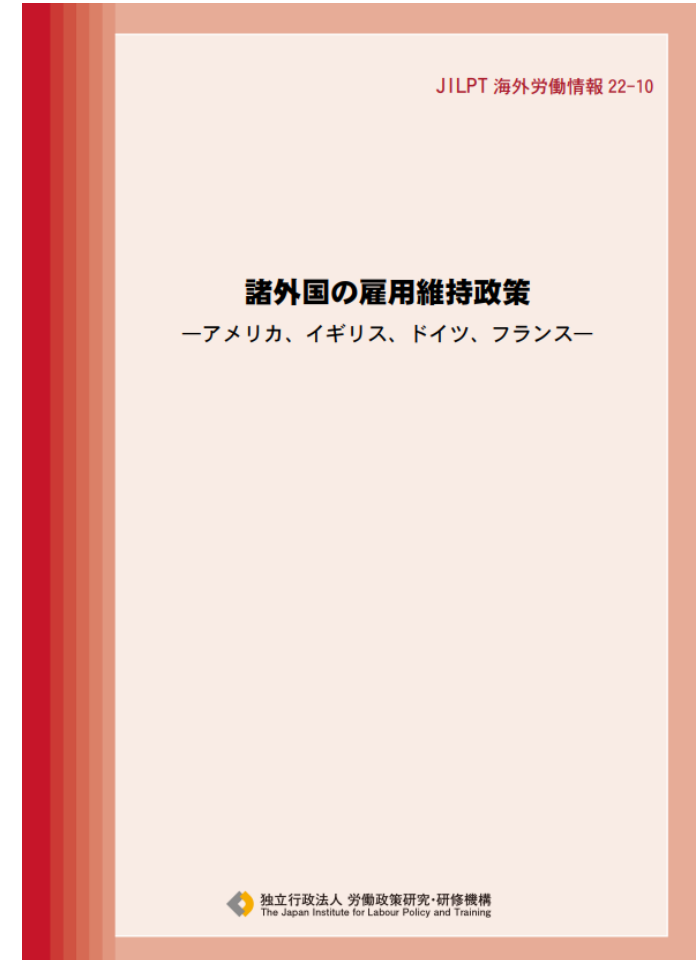
# (参考資料 2 - 2) 「諸外国の雇用維持政策－アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス－」

## 研究の目的、方法

コロナ禍における欧米主要国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）の雇用維持政策に着目し、制度、機能、給付要件、給付プロセス、政策評価等を整理・分析することを目的とし、文献調査を通じてとりまとめたもの。

## 研究の概要

欧米主要国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）で実施された雇用維持スキームと日本で実施された雇用調整助成金の特例措置を比較し、財源について日本は他の国と比して雇用保険財源への依存度が高かったこと、特例措置期間について2021年中に終了した国（アメリカ、イギリス）があった一方、2022年においても継続していた国（ドイツ、フランス、日本）があるなど、相違があったことが分かっている。



# (参考資料2-2) 「諸外国の雇用維持政策－アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス－」

図表1 雇用維持スキームの導入状況

国名	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
危機前からスキームがあった国	●	●		●	●
コロナ禍でアクセスと範囲を拡大させた国	●	●		●	●
コロナ禍で助成額を増加させた国	●	●		●	●
非正規労働者にアクセスを拡大させた国	●	●			●
スキームを新たに導入した国			●		

出所: OECD2020.

※アメリカは「危機前からスキームがあった国」とされているが、これはSTC(操業短縮保障制度)であり、一部の州のみで実施。コロナ禍では融資制度PPP(給与保護プログラム)が全米レベルで大規模に導入。

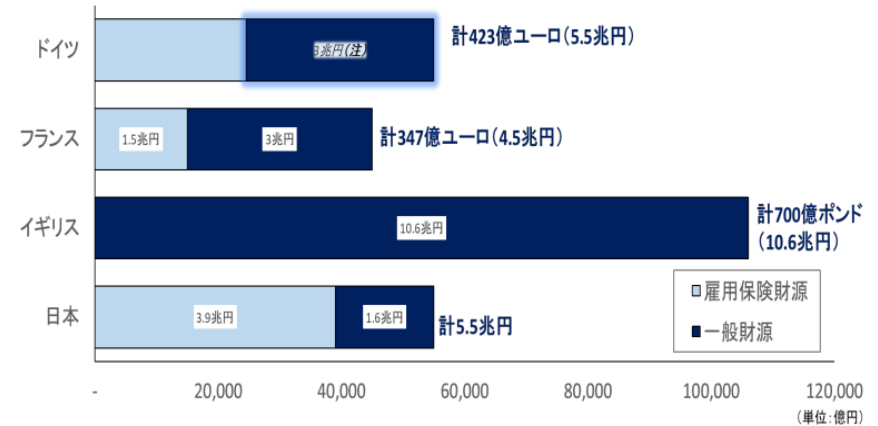
図表4 雇用維持スキームに対する各国の支出額

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
就業者数 (2020)	4186万人	2700万人	3246万人	1億4779万人	6676万人
国内総生産 (2020)(名目、 各国通貨)	3兆3700億ユーロ	2兆3000億ユーロ	2兆1100億ポンド	20兆8900億ドル	538兆円
雇用維持スキーム	操業短縮手当	部分的失業	コロナウイルス雇用維持スキーム	給与保護プログラム(PPP)	雇用調整助成金
財源	雇用保険財源(不足時、一般財源)	失業保険(社会保障会計を含む)および一般財源	一般財源	一般財源	雇用保険財源(雇用保険2事業)および一般財源
特例措置期間	2022年6月末まで延長 (※一部は9月末まで)	2022年7月末まで延長	2021年9月末終了	2021年5月末終了	2022年9月末まで延長
支出額 ・2020年 ・2021年 ・合計	・221億ユーロ ・202億ユーロ 計 423億ユーロ (5.5兆円)	・255億ユーロ ・92億ユーロ 計 347億ユーロ (4.5兆円)	・464億ポンド ・236億ポンド 計 700億ポンド (10.6兆円)	※融資返済免除額 5036億ドル 2492億ドル 計 7528億ドル (85.8兆円)	・3.2兆円 ・2.3兆円 計 5.5兆円

出所:各国報告(第1章～第4章)をもとに作成。

注:換算レート:1ドル=114円、1ポンド=151円、1ユーロ=129円(2021年12月30日)。

図表5 雇用維持スキームの財源比較(2020年、21年の合計額)



出所:各国報告(第1章～第4章)をもとに作成。

注:ドイツは雇用維持スキームに対する赤字補填ではなく雇用保険財政全体に対する赤字補填(一般財源)。支出は日本のみ4月～翌3月の年度ベース。他国は1月～12月の年ベース。



### (参考資料3) 雇用調整助成金のコロナ特例の活用等に関する調査

実施主体	独立行政法人 労働政策研究・研修機構（JILPT） （※厚生労働省による要請研究）
調査目的	雇用調整助成金のコロナ特例の活用状況等の把握
調査対象・方法	15,000事業所（雇調金受給7,500事業所、非受給7,500事業所（※））に対し、アンケート票を郵送により送付・回収 ※それぞれ事業所規模別、産業別に層化無作為抽出
調査期間	令和5年3月（調査時点：令和5年2月末現在）
有効回収	有効回収数 5,253（うち受給事業所2,781、非受給事業所2,472） 有効回収率 35.0%
主な調査項目	事業所の属性、コロナ禍における事業活動、雇用調整等の状況、雇用調整助成金の活用状況及び評価 等
集計方法	雇用保険業務データ及び雇調金業務データに基づき、事業所規模×産業×雇調金受給の有無により復元集計

# (参考資料4) 雇用調整助成金の概要

## 1 事業の目的

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、失業の予防その他雇用の安定を図るため、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 事業概要

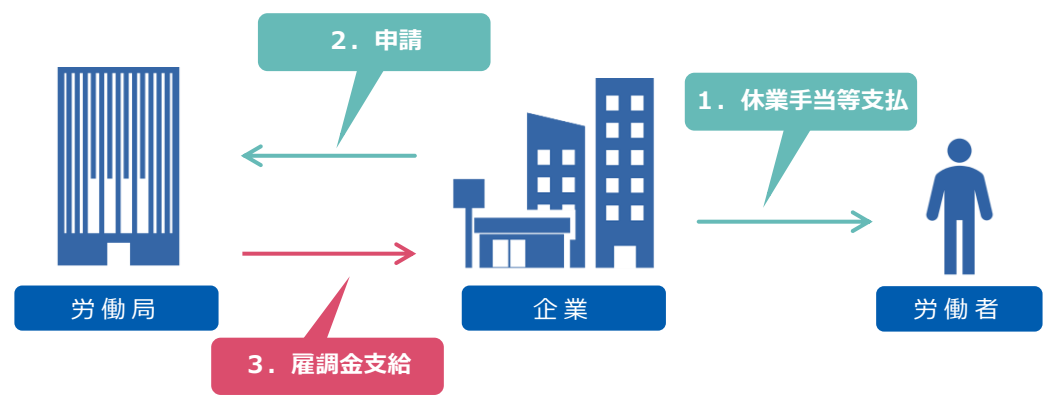
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、**労働者の雇用の維持**を図った場合に、**休業手当等の一部を助成する制度**。令和5年3月末をもってコロナ特例（経過措置含む）は終了し、通常制度に移行している。（財源は雇用保険二事業）

令和4年度支給実績（コロナ特例）：  
支給決定額 7,810億円、支給決定件数 144万件

### 助成内容

	助成率	日額上限額
中小企業	2/3	8,490円
大企業	1/2	8,490円

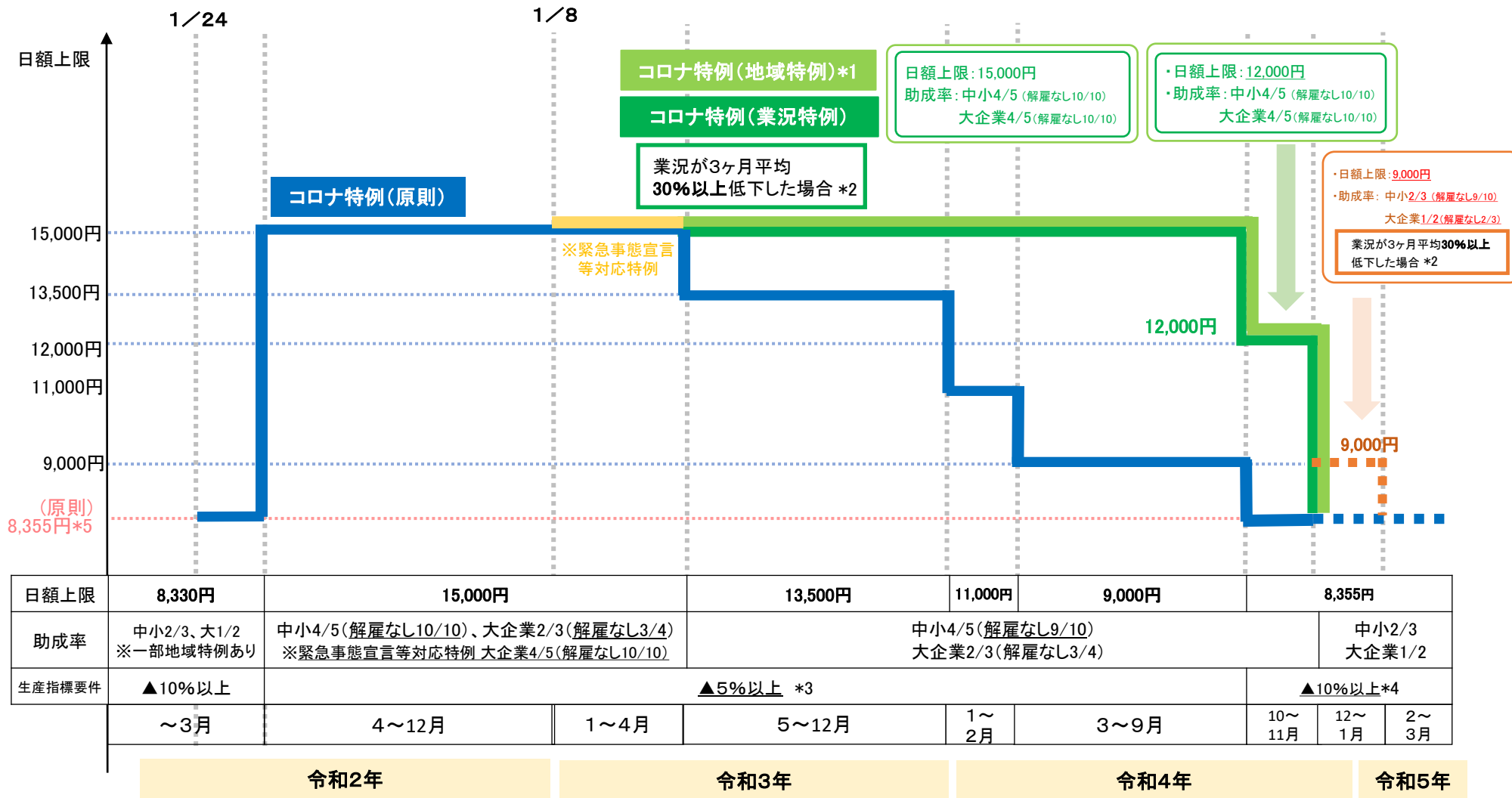
- ※ 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給（1人1日当たり1,200円）
- ※ 日額上限額は雇用保険基本手当日額の最高額（令和5年8月1日現在）



- 【支給対象事業主】**
  - ・雇用保険適用事業所
- 【支給対象労働者】**
  - ・雇用保険被保険者（週20時間以上かつ31日以上継続雇用見込みの者）
- 【要件】**
  - ・当該事業主の生産指標の最近3か月間の値が前年同期との比較で10%以上低下 等
- 【支給限度日数】**
  - ・1年100日、3年150日

# (参考資料4) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の変遷

※遡及適用期間も含めて記載



\*1 地域特例は、各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用  
 \*2 3ヶ月の平均が30%以上低下(3年前までのいずれかの年の同期との比較)  
 \*3 前年同期比で1ヶ月5%以上低下(前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)  
 \*4 前年同期比で1ヶ月10%以上低下(令和元~4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)  
 \*5 令和2年7月まで8,330円、令和2年8月~8,370円、令和3年8月~8,265円、令和4年8月~8,355円

# (参考資料4) 緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年5月1日(注1)～12月31日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年1月1日～2月28日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年3月1日～9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左	同左
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下	同左	同左
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左	同左
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：4/5(9/10) (注2) 大企業：2/3(3/4) ※地域特例(注3)、業況特例の対象(注4) 中小・大企業4/5(10/10)	同左	同左
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,265円(注5)	休業・教育訓練の助成額の上限額 <b>13,500円</b> (注2) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 上限額 <b>15,000円</b>	休業・教育訓練の助成額の上限額 <b>11,000円</b> ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 上限額 <b>15,000円</b>	休業・教育訓練の助成額の上限額 <b>9,000円</b> ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 上限額 <b>15,000円</b>
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左	同左
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間(別枠扱い)	同左	同左
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)	同左	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：4/5(9/10) (注2) 大企業：2/3(3/4) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 中小・大企業4/5(10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	同左	同左
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内	同左	同左

(累計実績(令和5年3月末時点)) ※緊急雇用安定助成金を含む

- ・支給決定件数 788.3万件
- ・支給決定金額 6兆3,507億円

(参考) リーマンショック時の特例措置の主な内容 ※雇用保険被保険者のみ対象

- ・助成率：中小企業8/10(解雇等なし9/10)、大企業2/3(解雇等なし3/4)
- ・上限額：雇用保険の基本手当当日額の最高額

※ 助成率における( )は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。

【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(注1) 新型コロナウイルス感染症特例措置における上限額・助成率の引上げは、令和2年4月1日から開始(ただし、令和3年5月1日以降とは上限額・助成率が異なる(注2に記載))。

(注2) 令和2年4月1日～令和3年4月30日の上限額は一律15,000円、助成率は中小4/5(10/10)、大企業2/3(3/4)(令和3年1月8日～4月30日は、地域特例・業況特例に該当する大企業4/5(10/10))。

(注3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(注4) 特に業況が厳しい全国の事業主(令和4年1月以降の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少。なお令和4年4月以降は毎月業況を確認)。

(注5) 令和4年8月以降の上限額は8,355円

通常制度	経過措置期間 (令和4年12月1日～令和5年3月31日)		令和5年4月1日以降の通常制度
	特に業況が厳しい事業主(注2) (令和4年12月1日～令和5年1月31日)		
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(注1)		通常制度
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月10%以上低下		通常制度(注3)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象		通常制度
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：2/3(9/10) 大企業：1/2(2/3)	休業の助成率 中小：2/3 大企業：1/2	通常制度
休業・教育訓練の助成額の上限額：8,490円 ※令和4年8月1日～令和5年7月31日までは8,355円	休業・教育訓練の助成額の上限額 9,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 8,355円	通常制度
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃		通常制度(注4)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃		通常制度(注5)
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃		通常制度
支給限度日数：1年100日、3年150日	支給限度日数 1年100日、3年150日 ※コロナ特例中(令和2年1月24日～令和4年11月30日)の日数はカウントしない。 ※クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。		通常制度 ※コロナ特例中(令和2年1月24日～令和4年11月30日)の日数は支給限度日数にカウントしない。
短時間一斉休業のみ	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可)		左記の特例措置を恒久化
休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	休業規模要件：1/40(中小)、1/30(大企業)		通常制度
残業相殺：有	残業相殺：停止		通常制度(注4)
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：2/3(9/10) 大企業：1/2(2/3) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	教育訓練の助成率 中小：2/3 大企業：1/2 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	通常制度
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内		通常制度
不正受給事業主、労働保険料滞納事業主、労働法令違反事業主等：支給対象外	支給対象		通常制度

※ 助成率における( )は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(注1) 対象期間の初日が令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間にある事業主に限る。

(注2) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。

(注3) コロナ前比較不可

(注4) 令和5年4月1日から同年6月30日までの間に判定基礎期間の初日がある休業等については、計画届の事前提出の免除等一部の取扱いを継続する。

(注5) コロナ特例を利用していた事業主が令和5年4月1日以降の休業等について通常制度を申請する場合、最後の休業等実施日を含む判定基礎期間の末日から1年経過している必要がある(コロナ前は、対象期間終了後1年経過が必要)。

※ 通常制度移行後も、記載事項の大幅な簡略化や添付書類の書類の削減を実施

例) 休業実績一覧表について、日ごとの実績記載を不要とする(合計のみとする)等

# (参考資料4) 雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額の推移

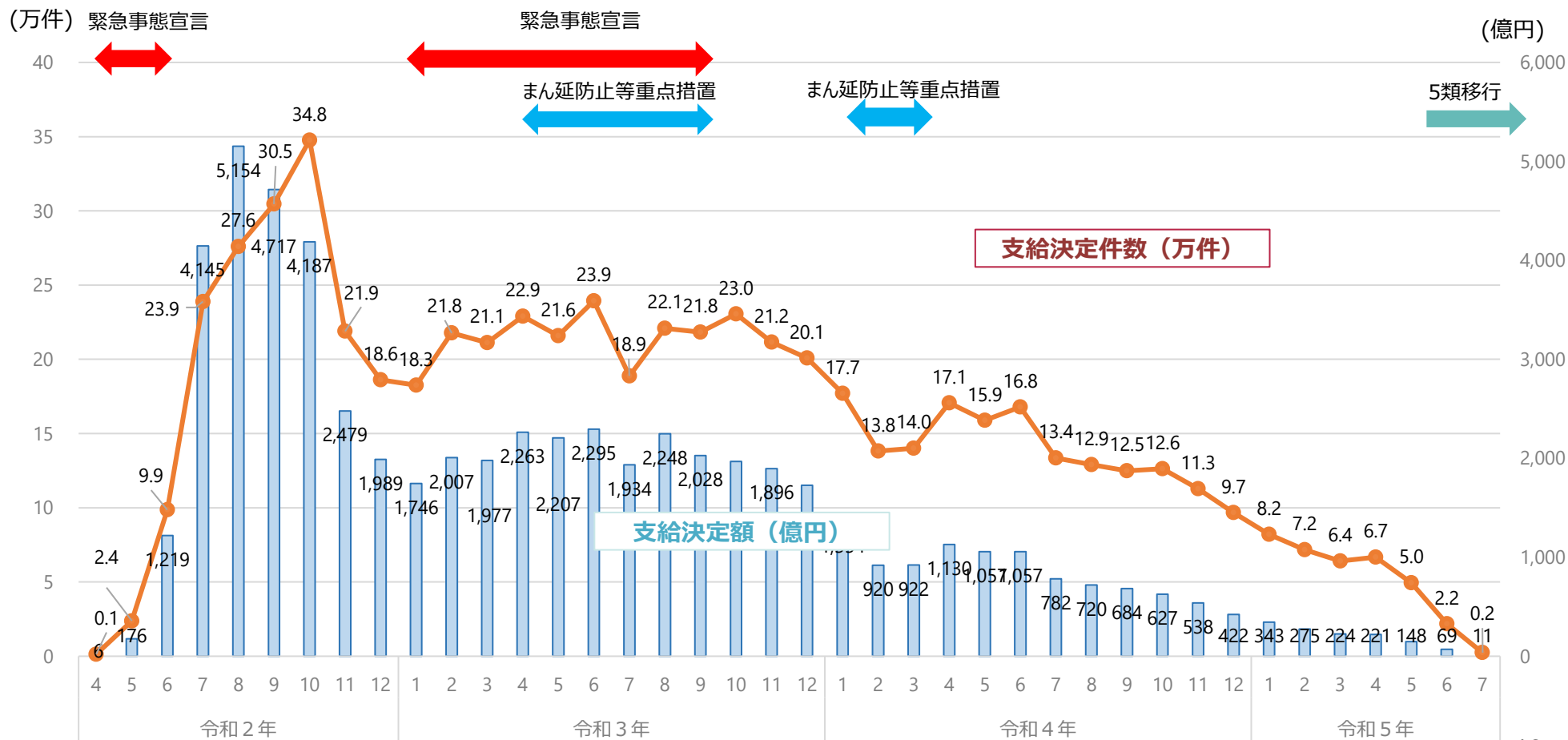
○ 雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額は、緊急事態宣言期間等には増加したものの、以降は減少傾向。

累計支給決定件数：629万7千件 累計支給決定額：5兆9,870億円

※令和2年4月～令和5年7月末までの累計値

※令和5年8月1日現在

(平成30年決定件数：5.9千件 支給決定額：20億円、令和元年決定件数：6.4千件 支給決定額：35億円)



※支給決定件数、支給決定額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置及び通常の雇用調整助成金の数値。